

事 務 連 絡
平成20年4月9日

附属学校を置く各国立大学法人事務局
各都道府県私立学校主管課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

レーザーを用いた玩具等による事故防止について

標記のことについて、別添のとおり、独立行政法人国民生活センターより、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）で定める適合品以外の携帯用レーザー応用装置と考えられる玩具などの商品の危険性について小中学校等において児童生徒等への注意喚起を図るよう要望がありました。

については、レーザーを用いた玩具等による事故防止については、平成12年12月25日付け「レーザーポインタの事故防止について（依頼）」において、その防止について依頼しているところですが、今回、安全性に問題がある商品の販売が報告されたことを踏まえ、消安法に基づくPSCマークが付された玩具以外は利用しないこと、PSCマークが付されたレーザーを用いた玩具についても大人の管理下で適切な利用を行うことについて周知を図るようお願いします。

また、都道府県私立学校主管課にあっては貴管下の私立学校を設置する学校法人に対し、都道府県教育委員会学校安全主管課にあっては域内の市町村教育委員会に対し、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係

T e l 03-5253-4111(内線2917)

19 独国生相第 429 号

2008 年 3 月 27 日

文部科学省 殿

独立行政法人国民生活センター
相談調査部長 井口 尚志



危険!!レーザーを用いた違法な玩具などが売られている!! (要望)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろより国民生活センターの業務にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、レーザーを用いている玩具が売られていたという情報が寄せられました。

そこで当センターで、そのような商品を購入して安全上の問題を調査し、別添の通り結果をまとめました。つきましては、消費者被害の未然・拡大防止のため、下記の事項について要望いたします。

なお、下記の関係機関に対しても、要望、情報提供したことを併せて申し添えます。

敬具

記

以前に、レーザーポインターの光線が目に当たって網膜が損傷し後遺症が残ったり、視力が低下するなどの事故が起きていた。今回、安全性に問題のある商品が見つかっており、このような事故が起きないように被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費生活用製品安全法で定める適合品以外の携帯用レーザー応用装置と考えられる玩具などの商品の危険性について小中学校などで児童、生徒たちに注意喚起して頂きたい。

以上

要望先 経済産業省商務情報政策局製品安全課
情報提供先 内閣府国民生活局消費者調整課
警察庁長官官房総務課広報室

[本件連絡先]

相談調査部危害情報室 内田

TEL : 03-3443-1208

2008年3月28日

独立行政法人 国民生活センター

危険!!レーザーを用いた違法な玩具などが売られている!!

レーザーポインターのレーザー光線が目当たり視力低下などの事故が起きていたことから、国民生活センターでは2000年11月、消費者に注意喚起した。2001年1月には消費生活用製品安全法（以下「消安法」）規制対象にレーザーポインターなどの「携帯用レーザー応用装置」が追加され、販売などが規制されることとなった。

しかし今回、縁日の福引の景品で玩具銃にレーザー光線式の照準器らしき装置を付けた商品があったとの相談が寄せられた。レーザー光線を玩具などに用いることはそもそも危険性を伴うことであり、消安法でも厳しい規制がある。そこで、当該玩具銃などを入手して安全上の問題を調査し、消費者に注意喚起するとともに、経済産業省などへの要望、情報提供を行った。

1. 情報提供内容

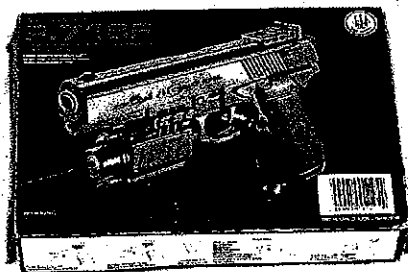
(1) 事例

小学生の子どもが縁日の露店の福引で光線式の照準器付き玩具銃をもらった。

玩具銃の銃身の下部に赤い光線を発する部品が付いており、レーザー光線のように見える。取扱説明書には、対象年齢18歳以上とされ、銃口を人や動物に向けないなどの注意事項が記載されている。箱には英語で中国製その他の表示がある。このような商品を子どもに提供するの危険と思う。

(受付年月：2007年12月、当事者：女性、滋賀県)

[写真：光線式の照準器付き玩具銃 (No.1)]



(2) 聴き取りなどで判明した商品に関する内容

- ・ 当該商品は箱や本体に「MADE IN CHINA」との記載があるが、輸入業者名などの記載が見当たらなかった。箱には「CE」などのマークの記載があった。
- ・ 箱には「AIR SPORT GUN」、「P. 718F」、「YUE GUAN」、「INFRARED COLLIMATOR」など、また、本体には「P. 718」、「P. BERETTA」などの表示があった。

2. 調査

(1) PIO-NETなどにみる同種事例

本件相談をもとに、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)などで類似事例を調べたところ、以下に示すように「レーザーポインターを装着した鉄砲型の玩具が売られている」といった相談が寄せられている。

- ・ 子どもが夜店で買った玩具銃のレーザー光線が先ほど私の目に当たった。どうすればよいか。(受付年月：2007年10月、当事者：30歳代、女性、東京都)
- ・ 子どもが学校で他の生徒からキーホルダー型ライトのレーザー光線を当てられた。医師の診断では網膜に異常はなく、治療の必要もないと言われたが、3日経って目がヒリヒリするという。生徒によるとカプセル玩具に入っていたもので、もらい物だという。(受付年月：2005年6月、当事者：中学生、男性、新潟県)
- ・ 子どもが学校で他の生徒からレーザーポインターを目に当てられた。視力が低下したようだ。学校側は聴き取りをしたものの、当てた人物は名乗り出ないという。(受付年月：2005年6月、当事者：中学生、東京都)
- ・ 子どもが近所の出店でくじの景品として玩具銃をもらった。レーザーポインターが付いているが大丈夫か。(受付年月：2005年4月、当事者：40歳代、女性、神奈川県)
- ・ 土産物店でレーザーポインターを装着した玩具銃が売られている。危険ではないか。(消費者トラブルメール箱^{*}、情報提供年月：2007年4月、山梨県)

*注：「消費者トラブルメール箱」とは、消費者被害の実態をリアルタイムで把握し、消費者被害の防止に役立てるためにホームページで消費者からの情報を集めている。相談受付ではないため、これにより具体的なアドバイスやあっせん処理は行わないが、寄せられた情報を元に、必要に応じて調査・分析・検証などを行い、消費者被害の未然・拡大防止に役立っている。

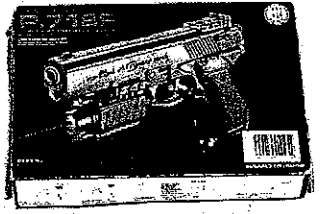
(2) 当センターで入手した商品

当センターでは上記の情報をもとに、レーザー光線が使われていると思われる玩具銃やポインターをいくつか入手した。調査結果の詳細は以下の〔調査対象商品一覧〕、〔調査対象商品の写真〕を参照。光線の照射状況の調査については参考資料の【2. 照射した光線の比較】を参照。

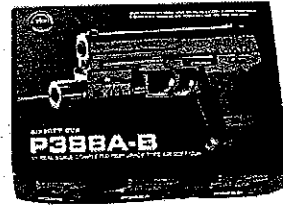
〔調査対象商品一覧〕

| SNO | タイプ | 本体や箱への表示内容 | 備考 |
|-------|--|--|---|
| No. 1 | 玩具銃 (相談品) | MADE IN CHINA AIR SPORT GUN P. 718F YUE GUAN INFRARED COLLIMATOR P. BERETTA 他 | 「1. 情報提供内容」の事例の商品。 玩具銃の銃口の下に照準器と思われるもの を取り付け、そこから赤い光線を発する。 輸入業者名などの記載がない。 箱には「CE」などのマークの記載があり。 |
| No. 2 | 玩具銃 | Made in China AIRSOFT GUN P388A-B USP COMPACT DONG QI 他 | 消費者トラブルメール箱に寄せられた事例 の商品。 玩具銃の銃口の下に照準器と思われるもの を取り付け、そこから赤い光線を発する。 輸入業者名などの記載がない。 日本語の取扱説明書が入っていたが、対象 年齢が18歳以上などの記載はあるが、箱と 同様、製造業者名などの記載はなく、光線 に関する記述も見当たらない。 箱に「CE」などのマークの記載あり。 |
| No. 3 | レーザーポ インターら しき商品 | MADE IN CHINA POWERFUL LASER POINTER P37 POINTEUR LASER CLASSE II 他 | キーホルダータイプでピストル型の形状。 箱には英語などの記載はあるが、輸入業者 名などの記載がない。 |
| No. 4 | レーザーポ インターら しき商品 | - | キーホルダータイプで細長い形状。 製造業者名などの記載がない。 |
| No. 5 | レーザーポ インターら しき商品 | MADE IN CHINA TANY TY-KL078 LASER CARD WITH 2 LED LIGHTS 他 | カード様の形状。 輸入業者名などの記載がない。 |
| No. 6 | PSC マーク 付きレーザ ーポインタ ー (参考 品。消安法 適合商品) | P S C クラス2レーザー製品 レーザー光 レーザー光をのぞきこまないこと レーザー光を人に向けないこと 子供に使わせないこと | 参考品として入手した(株)東心(総発売元) のPSCマーク付クラス2のレーザーポイン ター(品番: No.TLP-78、届出事業者: 岩崎 金属工業(株)、認定検査機関: (財)日本品質 保証機構(JQA))。 |

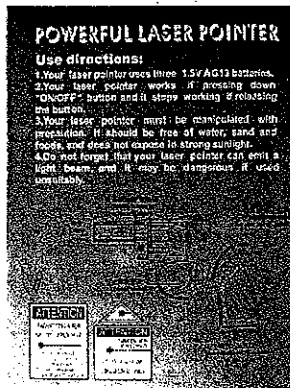
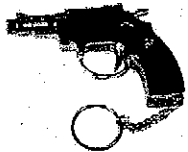
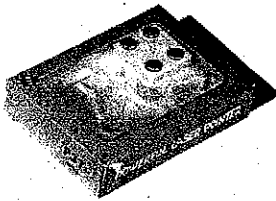
〔調査対象商品の写真〕



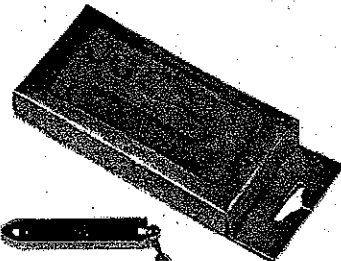
〔No.1 相談品の玩具銃〕



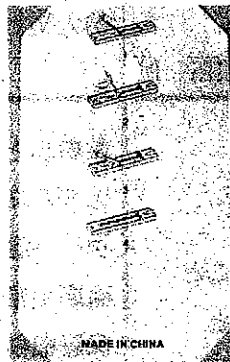
〔No.2 調査事例にあった玩具銃〕



〔No.3 レザーポインターらしき商品〕



〔No.4 レザーポインターらしき商品〕



〔No.5 レザーポインターらしき商品〕



〔No.6 参考品(レザーポインター(消安法適合商品))〕

(3) 専門家へのヒアリング

今回、当センターで入手した「携帯用レーザー応用装置」と思われた商品について、経済産業省(以下「経産省」)に調査を依頼するに先立ってレーザー光学の専門家(慶應義塾大学理工学部教授 内山太郎氏)にヒアリングを行った。

内山教授からは「今回入手された商品 5 銘柄(玩具銃 2 銘柄、ポインター 3 銘柄)は、断定は認定機関での検査に委ねられるが、いずれも発光の様子等からみて、レーザー光線を発している『携帯用レーザー応用装置』であるとみて間違いない。…調査した銘柄はいずれも、商品として販売・陳列されることには大きな問題性があり、消費者にとって極めて危険である。」とのコメントを得た。(参考資料の【3. 慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授 工学博士 内山太郎氏のコメント】を参照)

(4) 経済産業省へ情報提供

レーザー光学の専門家のコメントを受けて、経産省に情報提供するとともに調査依頼した。経産省では、当センターより提供を受けた商品について独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」)に調査依頼した。結果はいずれも消安法の技術基準に適合していない商品であった。これを踏まえ経産省は、輸入・販売事業者へ自主回収の指導を行うこととしている。(参考資料の【4. 入手した商品の消安法技術基準適合試験結果 -NITEの調査より-】を参照)

3. 問題点

2001年1月、消安法でいわゆるレーザーポインターが規制対象となった。製造・輸入事業者に対し、販売などのためにレーザーポインターを取り扱う場合は、技術基準に適合させ、第三者検査機関の検査を受けて商品にPSCマークを表示することなどが規定され、PSCマークが表示されていない商品の販売・陳列は禁止された。今回、当センターで入手した商品はPSCマークの表示がない、技術基準に適合していないものであった。

4. 行政への要望等

〔経済産業省への要望〕

消安法に定める技術基準に適合していない携帯用レーザー応用装置が現在でも市場に回っていた。同法に規定する措置の徹底を要望する。

〔文部科学省への要望〕

以前に、レーザーポインターの光線が目当たって網膜が損傷し後遺症が残ったり、視力が低下するなどの事故が起きていた。今回、安全性に問題のある商品が見つかっており、

このような事故が起きないように被害の未然防止・拡大防止の観点から、消安法で定める適合品以外の携帯用レーザー応用装置と考えられる玩具などの商品の危険性について小中学校などで児童、生徒たちに注意喚起して頂きたい。

5. 事業者への要望

当センターが入手した商品について、経産省に調査依頼した結果の通り安全上問題のある商品が売られていた。

PSCマークの付いていないレーザーポインターなど携帯用レーザー応用装置の販売・陳列は消安法で禁止されており、それに違反した場合は罰則が規定されている。

例えば警察がPSCマークの付いていないレーザーポインター販売業者を逮捕した事件や、基準を上回る出力の携帯用レーザー応用装置について輸入販売業者が商品を回収したことなどもある。[\(参考資料\)](#)の【1. レーザー製品について】を参照

小売、卸売、またインターネットのオークションサイトなどでの売買も含め、自社の扱う携帯用レーザー応用装置が技術基準に適合しているかどうか早急に確認して欲しい。もし、技術基準に適合していない商品が見つかった場合は直ちに販売を中止し、既に出回っているものの回収など、迅速な措置を取ることを要望する。

6. 消費者が注意すること

今回調査した通り安全上の問題のある商品が出回っていることが判明した。

出力の大きなレーザー光線が目に入ると、目に後遺症が残るケースもあることから、以下の点に注意することが必要である。

- ・ PSCマークの付いていないレーザーポインターなどの携帯用レーザー応用装置は買わないこと。
- ・ 今回見つかった携帯用レーザー応用装置と思われる商品は安価で、子どもでも簡単に入手できるとみられる。危険な商品であり、購入したり使用したりすることは控えるように、保護者共々注意が必要である。また、当センターが2000年11月に注意情報を出したころよりもインターネットが普及するなど入手径路も多様化している点にも注意が必要である。
- ・ レーザー光線は直接目に入ると網膜に障害を起こす危険性があるので、注意すること。特に人が多い場所での使用は極めて危険である。もしレーザー光線を他人の目に当てて傷害を負わせた場合、責任を問われることになる。
- ・ 既に手元にある場合は、レーザー光線を絶対に直視しない、のぞかない。
- ・ レーザー光線は性質上かなり遠くまで光の出力が減衰せずに到達するため、屋外での使用も危険である。

- ・ レーザー光線が目に入った場合は、直ちに専門医の診察を受けること。

〔要望先〕

経済産業省商務情報政策局製品安全課
文部科学省

〔情報提供先〕

内閣府国民生活局消費者調整課
警察庁長官官房総務課広報室

〔参考〕

- ・ 「レーザーポインター」で遊んでいて目に障害！ ―視力低下や網膜が損傷し後遺症が残った例も― (http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20001106_3.pdf)
- ・ 消費生活用製品安全法におけるレーザーポインター等の規制について（経済産業省）(<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0001282/0/laserpointerrevised.pdf>)

〔本件連絡先〕

独立行政法人国民生活センター
相談調査部危害情報室
角村、内田（担当）
TEL：03-3443-1208



参 考

12国体学第137号

平成12年12月25日

附属学校を置く各国立大学事務局長
国立久里浜養護学校長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長

殿

文部省体育局学校健康教育課長

高 杉 重 夫



レーザーポインタの事故防止について（依頼）

標記のことについて、別添のとおり通商産業省生活産業局文化関連産業課長から依頼がありました。

ついては、児童生徒のレーザーポインタの使用による事故防止について、周知徹底されるよう御配慮願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会等に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対して周知徹底されるようお願いいたします。



別 添

通商産業省

平成 12・12・13 生局第 2 号

平成 12 年 12 月 15 日

文部省体育局学校健康教育課長 殿

通商産業省生活産業局文化関連産業課長



レーザーポインタの児童・生徒による使用について

レーザーポインタ（携帯型レーザー光発生装置）は本来会議等で使用される文房具ですが、一部報道にも見られるとおり、最近は様々な形状のものが市販されており、玩具として使用されるケースが目立っております。その中には直接ビーム又は鏡面反射光を裸眼で観察したとき極めて大きな危険性があるとされる JIS C6801 及び C6802 規格（以下、単に「JIS 規格」という）クラス 3B に該当するものが多く含まれていると考えられています。その危険性（別添資料を参照）に鑑み、当省におきましても現在対策を検討中ではありますが、さしあたって、別紙の通り関係各業界に、当分の間、レーザーポインタの販売、ゲームの景品等としての譲渡等の自粛をお願いしたところです。

一方、すでに多くの製品が児童・生徒にも行き渡っていると考えられるところであり、また、上記の関係業界に対する処置の実効性を高めるため、下記の内容を、各都道府県教育委員会を通じ、各小中学校へ周知方お願いいたします。

記

1. 学校、御家庭におかれましても、JIS 規格クラス 2 以下のものであることが明記されたものを除き、レーザーポインタは児童・生徒の手の届かないところに大人の手によって保管してください。
2. JIS 規格クラス 2 以下のものであることが明記されたものについても、当該製品を児童・生徒が使用する場合には必ず大人の管理下で適切な使用を行わせてください。

【連絡先】

通商産業省生活産業局文化関連産業課

電 話 3501-9537

FAX 3501-1599

| | |
|-------|--|
| クラス1 | 合理的に予知可能な運転条件で安全である。 |
| クラス2 | 400nm～700nmの波長範囲で可視放射を放出する。目の保護は、通常まばたき反射作用を含む嫌悪反応によってなされる。長時間(0.25秒以上)のビーム内観察状態は危険。 |
| クラス3A | 裸眼での観察に対して安全である。400nm～700nmの波長範囲で放出するレーザーに対して、保護はまばたき反射作用を含む嫌悪反応によってなされる。他の波長に対しては、裸眼に対する危険性はクラス1よりも大きくはない。光学的手段(顕微鏡等)による直接のビーム内観察状態(直接ビームまたは鏡面反射光を観察する状態)は危険。 |
| クラス3B | 直接のビーム内観察状態は常に危険なものである。 |
| クラス4 | 拡散反射の観察は、通常安全である。 危険な拡散反射を生じる能力を持つ。それらは皮膚障害を起し、また火災発生の危険がある。これらの使用には細心の注意が必要である。 |